

令和3年度 鳴門市鳴門中学校 部活動に係る基本方針

(1) 活動計画・活動実績の作成，公表

ア 各部においては，年間及び毎月の活動計画及び活動実績を作成し，校長へ提出する。

イ 本活動方針は，学校のホームページ等で公表し通知する。また，各部活動の活動計画については，該当の部活動生徒・保護者に計画書を送付して通知する。

(2) 活動時間の設定

ア 一日の活動時間は，平日で2時間程度，週末及び長期休業日は3時間程度とする。

ただし，大会や練習試合，合同練習など，学校外で活動を行う場合は，学校長に提出する活動計画書に記載し，生徒・保護者に通知する。

イ 早朝練習については，放課後の練習時間が確保できている場合は，原則として行わない。

ウ 音楽部についても，その特性を踏まえつつ，本方針に準じて活動時間を設定する。

(3) 休養日の設定

ア 学期中は，週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日1日，週末1日以上)

イ 週末に大会参加等で活動した場合は，休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中においても，学期中に準じて休養日を設定する。

長期の休養期間（オフシーズン）としては，年末・年始，お盆の閉庁日，テスト休み等を休養期間とする。

(4) 参加する大会等の見直し

参加する大会等については，生徒の教育上の意義や，生徒や教員の負担が過度とならないよう各部活動の実態に応じ，精査する。